

## 「万江川土砂・洪水氾濫対策検討委員会」設置要綱

### (目的)

第1条 令和2年7月豪雨で土砂・洪水氾濫により甚大な被害が発生した万江川において、流域治水に資する土砂・洪水氾濫対策の計画策定に必要な技術的な課題などについて提言をいただくため、「万江川土砂・洪水氾濫対策検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 万江川の土砂・洪水氾濫対策(砂防事業)に対する検討
- (2) 万江川流域における関係機関(河川・治山事業者など)との連携策などに対する検討
- (3) 上記(1)、(2)に掲げるもののほか、万江川土砂・洪水氾濫対策のため委員長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 検討委員会は、学識経験者及び行政関係者により組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

### (会議)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は必要に応じ委員等以外の者に対し、会議に出席してその意見又は説明を求めることができる。

### (事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、土木部河川港湾局砂防課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、検討委員会の承認を得て決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)10月17日から施行する。

# 万江川土砂・洪水氾濫対策検討委員会 検討委員会に関する公開方法

## 1. 会議の公開

- (1) 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 会議で用いる資料内容については、検討途中のものを含み確定したものではないため、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 2. 会議概要の公開

- (1) 万江川土砂・洪水氾濫対策検討委員会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- (2) 議事要旨は熊本県のホームページで公開するものとする。

以上

# 万江川土砂・洪水氾濫対策検討委員会

## 検討委員会に関する傍聴規定

会議の傍聴は次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
- (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により、委員長が判断するものとする。
- (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
  - ア 危険な物を携帯している者
  - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり類を携帯している者
  - ウ 酒気を帯びていると認められる者
  - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
  - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
  - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
  - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

以上